

平成 1 7 年度

第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 6 月 1 0 日

於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年6月10日(金)
- 2 開催時間 開会10時00分
閉会11時45分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 添田忠敏
白石修二 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
麻生秀生 藤井福吉
榊原 武谷位千子
小島美智子 亀井 滋
五百路恵美子
- 5 欠席委員 なし
- 6 推進本部 篠原彌榮 田中清吾
倉田 亨 鶴崎節男
本松吉憲 松澤守一
後藤幸雄 長友浩一
熊井照明 松尾保則
古野正明 梶栗英正
津野 繁 榎山弘文
吉田正行 阿部 哲幸
藤井春美 原 繁一
池口光生 田中 正
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成17年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年6月10日（金）

午前10時00分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1. 辞令の交付
2. 町長あいさつ
3. 委員及び推進本部員等の紹介
4. 会長の選出
鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第4条第1項に基づき互選
5. 会長あいさつ
6. 第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画（集中改革プラン）の策定に関する
諮問
（1）諮問に至るまでの経緯と趣旨説明
（2）今後の財政見通しについて
（3）諮問
7. 会議運営等について（会長職務代理者の指名、会議の公開、会議録の作成及び公表、会議録署名人の指名など）
8. 今後のスケジュール及び次回会議の開催日時について
第2回会議 日時：平成 年 月 日（ ）
時から
場所：

【議 事】

事務局

ただ今から、第1回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会します。

会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、次第1の辞令の交付から6の諮問までにつきましては、事務局の方で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは配布資料の確認をさせていただきます。資料は、会議次第のほか、資料1から資料14までそれぞれの用紙の右上に番号をつけていますのでご確認をいただきますようお願いいたします。もし足りない資料等がありましたら、後からでもご連絡いただきたいと思います。

また、会議進行上、資料何番をご覧くださいという形で申し上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、審議経過を町ホームページ等を活用して公表していく予定にしております。そのために議事録を作成いたしますので、毎回録音をさせていただくというようにしておりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、発言の際には、机の上にマイクをセットしておりますので、そのマイクを通してご発言をいただくということで、よろしくお願いいたします。ここからは、着席をして進行させていただきます。

会議次第の1番、辞令の交付を行います。委員の任命辞令を町長から交付させていただきます。町長が、皆さんの席を廻って交付をさせていただきますので、その場でお持ちください。

辞令交付

以上で辞令の交付を終わります。

次第の2番、町長あいさつ。町長の篠原彌榮がごあいさつ申し上げます。

篠原町長

皆さんおはようございます。一雨、二雨ほしいなという皆さんの期待もむなしく、またこういう暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回の本町の行財政改革推進委員会委員に就任いただき、お礼を申し上げます。ご案内のように、行財政改革という取組みがありますが、このことは、バブルがはじけて長期間不況が続くと、そうしますと、どうしてもやっぱり行政は、国民の皆さんからの税金を中心に、行政運営を行っていますけども、その税金が落ち込んでいるということで、初めはやはり住民のニーズの多様化ということもありますし、なかでも最近特にですね、高齢者対策の中で、老人医療、さらには介護保険を手当てするということが、かなり増えてまいっております。本町におきましても国民健康保険を抱えておりますけども、すでに赤字ということで、これは鞍手町に限らず全国各国保運営自治体においては言えるわけでございます。その中から国あげての行政改革ということで、小泉さんでは

ないけれども、官から民、いわゆる民間でできるものは、民間でやろうじゃないかという話です。それから、行政団体については国から地方へという話になっております。現実的には、平成10年、地方でやるべきものは地方でやろうという話で、地方分権一括法が制定されています。そのあゆみの中から、とりあえずやるべきことはやろうじゃないかということで取り組んでまいりましたのが、いわゆる三位一体改革でございます。国の郵政民営化問題がございますけども、それは別にしましても、我々の行政については、三位一体改革ということが行われておりますけれども、その三位一体改革というものは一つには、やっぱり、国の補助金、交付金そういうものをなくす、あるいは縮小すべきじゃないか。いわゆる霞が関での一極集中の縦割り行政というのは、もうあるべき姿ではない。地域の住民が変え、地域の住民が工夫してやる。そういう行政でなければならないということで、3兆円の補助金を削減しなさい、そしてそれを一般会計化して地方に出すという話です。もう一つは、地方交付税を見直すということになります。地方交付税というのは、我々に言ってみれば、平成16年度予算の中では、交付税が大幅に落ち込んでまいります。したがって、国も県も予算が組めないという状況を迎えています。わが町にしても、そういう状況になってまいりました。そして、どうしたかといいますと、なんとか議会との協議をしながら、いわゆる基金を積んでおりました。その基金を逐次取り崩して、財源手当てをしながらやってまいりました。しかし、基金というのは、長く続くものではありません。いずれは枯渇してしまうということになると、このままの状態でもいいかということ、そういう訳ではないということになります。私どもの交付税というのは、行政の命の綱ということが言えます。平成12年頃までは、かなり、30億をちょっと切る29億くらいありました。普通交付税と特別交付税を合わせてきておりましたが、それがぐっと下回りまして、平成16年度では6億3千万ほど12年に比べて落ちています。それに合わせて税収もですね、平成12年と、今回、特に町民税がですね、個人が納めている税金。それから、景気に左右され企業の法人税、こういうものの落ち込みで、大体1億5千万。トータルしまして、大体7億8千万。すべて含めると8億近くになりますけれども、私どもの町の予算規模というのは、通常平均して70億、事業があれば80億。こういう中で、今申しましたものは約1割落ち込んでいるということになります。地方交付税の見直しという話になってまいりましたけれども、我々が言っているのは、削減するだけ削減している中で、さらに見直しをするのかということです。6日の日、財務省が持っています財政審議会の答申が出ております。その地方交付税も、さらに4兆3千億円くらい削減すべきではないかという話も情報として入ってきております。我々は、地方交付税、これは税金ですよ。補助金でもなく交付金でもない。税というものは、我々地方公共団体の固有の財源なんです。それを国が赤字だから、その財源をあてこむために、我々の地方交付税を独占するというのは、これはばかにならんぞという話をしました。それからもう一つは、税源委議3兆円。国の方からいわゆる税源の再配分をしながら、我々地方公共団体に3兆円ほど回せと、こういう話をしました。1点目の補助金の削減については答えが出ておりますが、2兆4千億円までは答えが出ておりますけども、あと6千億については答えが出ておりません。それはなぜかといいますと、それぞれの各省がありますが、各省においては、民営化の

話もそうなんですけれども、それぞれの城を守るといいますか、そういうことからなかなか進もうとして進まないという話です。それから地方交付税については、地方は2ヵ年だけは従来通りということ。従来通りというのは、平成16年度の落ち込んだ状態の中での2年間という話です。しかし、2年が過ぎたらその先は保証できませんという話です。それから、税源移譲については、酒税、所得税という、いろいろな話がありましたけれども、正直まだ具体的な話ではありません。先日、6月の1日に我々地方公共6団体、知事会、県議会、市長会、市議会、町村会、町村議会を6団体と申しますけれども、分権改革日本ということで、東京の武道館で大会をいたしました。その大会の趣旨は、今言ったように、国がやるべき。これは小泉総理が、現に関係各省にやれと指示を出しているのに、なかなか今言った内容のものが具体的に進まない。これにもましていくと、我々は今の財源が非常に厳しい中、これがかなり続いたままの状態になると、これではイカンと。そして、且つ地方分権が立ち消えになる先送りになる。そういう感じがしてならないようです。是非、やっぱり今の三位一体改革の実現を図るべきだという大会。あわせて、これは今の三位一体改革ですけども、2期18年以降、あとはどう取り組むか、それも具体的にさせるべきだということで大会をいたして参りました。いずれにしても、国、県、我々地方公共団体、非常に財政は厳しい。国の今の平成17年、まだ決算が出ていませんけども、借金が538兆円ぐらいになるということです。我々は、160兆から170兆円ぐらいで、それを合わせると、700兆円を少し超えるかなということになります。これを国民人口に見てみますと、大体国民一人当たり560万円から570万円の借金を抱えた状態になる。これをそのままに置いておく訳にはいきませんから、我々は我々として努めて、やっぱり努力して改革すべきところはやらなきゃいかんということで、今日は皆さん方に本町の行財政改革、これからご迷惑をかけますけども、本町もですね、正直言って、今初めて行財政改革をやるという、そういう取組みではございません。過去、昭和63年に第1回をやりました。それから、平成8年に第2回をやりました。それから、平成13年に第3回をやりました。正直言って、負担金補助金を2割削減だとか思い切ったことをしまして、大分おしかりも受けましたけれども、やれるものはやっていこうということでやってまいりましたけれども、今回の改革ということにつきましては、従来、我々で後におります課長を中心に改革に取り組んできましたが、そういうシステム、考えだけでの従来の考えではもうダメだろうと。改革するにはかなり厳しい斬新的な改革に踏み込まざるをえないだろう。こういうことになるということに取り組む。それからもう一つはやっぱり、行政改革の取組みについては、これは町村合併、これもいわゆる合併というのは、一つはやっぱり行政改革を進めるという柱の中で取り組んでまいりました。しかし、結果はご承知の通り実現しませんでしたけれども、じゃあこれからどうなるのかということも、それとも行政改革というのは関連してくるわけです。今日、正式には国の新法における合併に向けての指針というものが手元に届きましたけれども、時間がなかったので、よく目を通すことができませんでしたけれども、従来の構想から申しますとですね、まず合併については、引き続き新法、これは今年の4月から施行されていますけども、この新法で進めるということになっております。具体的にはですね、どういう組み合わせで、どういう形で取り組

んでいくかということは、県が、知事が、その県のいわゆる合併推進審議会等の意見を聞きながら構想を示すと。その構想の策定期間というのは、今回の指針の中では来年の3月31日までかけて構想を示すとなっています。したがって、具体的には4月以降から新たな合併の取組みについては、知事が要請をしていくということになりますが、ご承知のように、なかなか破綻した合併をどういう形でするかということについては、かなり環境的な問題も含め、感情的な問題もあるということで、いろいろなものを含めて時間がかかるかなと、しかし、麻生知事曰く、正直言って九州を見た時に、合併の達成率は福岡県が一番悪いわけです。ですから、こういうことはイカンということで、知事が勧告権を行使するというのがあります。勧告権を行使するか、しないかについては、また別問題でその時期に知事が判断されると思いますけども、いずれにしても、かなり強制的な手続きでできる内容にはなっておりますが、そう言いながらスムーズに行けるかどうか、そういうことを待っていて、いずれ合併したら、またそれぞれの財政規模が変わるし、それぞれの自治体の取組みも違うんですが、平成13年の取組みでは一部やってきました。しかし、やってきましたが途中で合併問題が浮上しましたから、このまま我が町だけで一生懸命やっても、合併したらそれぞれの財源構造も変わるし、それぞれの自治体のやっている中身も違いますから、そういうものは、やはり同じレベルで全部整理し直さないといけない。そうすると、一時、この13年の行革については中断をし、現在に至っているという状況になっています。そういうことで、後ほど担当の方を通じて、手元に配布されております今回の行革に向けての趣旨、そういうものについて、また諮問事項については、ご説明提案をさせていただきます。その内容については、一応私のあいさつでございますので省略させていただきますが、今回の皆さんにご参加いただきました委員さんについては、手元に構成表を差し上げておりますが、団体推薦8名ということ。それから指名が5名、さらには公募が2名ということで、それぞれ団体推薦、指名、公募については下の方に記入してあります定数配分についての内容が趣旨だということでご理解いただきたいと思います。

少しあいさつにしては話が長くなりましたけれども、いずれにしても、合併は避けて通れないといいましたが、今度は、財政問題は全く避けて通れない。こういう状況になりましたものですから、大変時間をかけると思うし、さらにもう一つお願いでは、申しあげていいかわかりませんが、審議の経過も見なきゃなりませんし、皆さんのご意見も聞かなければなりません、なるべく早い時期に答申をいただいて実行に移していきたい。ということは手続き的にはですね、今日開いたから今日決めましたということではなくて、やはり議会に対し議案として提案し、承認をいただき告示しなければいけないものであるし、また住民に理解を得ないといけないものがありますが、まあ、スケジュールに沿って進めていきますけども、できれば、そういう気持ちで、ご理解とご協力を伏してお願いを申しあげたいと、このように考えております。どうかよろしくお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。どうも今日は、ご出席をいただきありがとうございました。

事務局

次第の3番目に入ります前に、任命辞令の交付が1名まだ終わっておりませんでしたので、白石さんの方に辞令の交付をさせていただきます。

辞令交付

それでは3番目の委員及び推進本部員等の紹介に移ります。資料は、資料1から3までを使わせていただきます。初めに資料の1の体制図をご覧くださいと思います。この体制図におきましては、左側の部分、これは行政内部の行財政改革推進本部という形で、1番上に町長を本部長として、助役、収入役が副本部長、各課室局長が本部員という形で、推進本部を設けております。その中に調整会議でありますとか、それぞれの部門別に専門部会、あるいは職員の中で分科会というものを設けていって、その中でいろいろ協議をし、今後の大綱、実施計画などを作っていくという形で組織しております。この推進本部が案として提案する、あるいは諮問をしていく、そういったものを審議していただく機関として、この委員会、行財政改革推進委員会があります。これが、右上の枠の中の15名の委員さんで構成されているこの委員会ということになります。その下の方に掲げております町民提案制度、職員提案制度につきましては、今後の改革の取組み中で調整をしていって、取り入れていきたいという風に考えております。委員会の位置付けとしてはこういった形になりますので、よろしくお願いいたします。次に資料の2をご覧ください。この鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿となっております。委員の紹介ということですが、自己紹介の形でお願いをしたいと思っております。本日は、この名簿の1番から順番に着席をして頂いておりますので、1番上の川野委員から順番に自己紹介という形でお願いいたします。

よろしくお願いたします

川野委員

議会より出てまいりました川野でございます。どうぞよろしくお願い致します。

福本委員

こんにちは。室木から選出をしております議員の福本博文でございます。どうぞよろしくお願致します。

添田委員

こんにちは。区長会から出てまいりました添田でございます。猪倉の方で生活しております。よろしくお願い申し上げます。

白石委員

本日は私事で遅れてきましてどうもすいませんでした。農業委員会の方から出てきました白石と申します。よろしくお願い致します。

許斐委員

鞍手町商工会の会長をしております許斐でございます。今後とも一つよろしくお願
いします。

有松委員

ボランティア連絡協議会の有松です。よろしくお願ひします

宮崎委員

社会福祉協議会の宮崎でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

薦野委員

教育委員会の薦野です。よろしくお願ひします

麻生委員

企業関係委員の鞍手工業団地の専務をしております麻生です。あの、私地元の人間
じゃないものですから、ちょっとこの大役を果たし切れるかどうか非常に心配したん
ですけど、第三者の目を見て、皆さんと議論していきたいと思います。どうぞよろし
くお願ひします

藤井委員

企業関係委員ということで出てまいりました、室木の藤井精工という会社をやって
おります藤井と申します。よろしくお願ひ致します

榊原委員

今、大池に住んでいます。企業関係とは書いてございますが、現在は企業と離れて
おります。過去の経験がものをいえば、幸いかなと思っておりますが、まあ、よろし
くご指導のほどお願ひ致します。

武谷委員

女性委員として出てきました、本町から参っております武谷でございます。よろし
くお願ひ致します。

小島委員

同じく女性委員として小牧から参っております小島です。よろしくお願ひします。

亀井委員

一般公募で選出をされました亀井と申します。唐ヶ崎に住んでおります。どうぞよ
ろしくお願ひ致します。

五百路委員

おはようございます。一般公募から選出をされました五百路と申します。皆さんと

一緒に勉強させていただきたく応募いたしました。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、資料の3の方にまいります。資料の3は行財政改革推進本部の構成ということで本部長以下の名簿になっております。こちらにつきましても、本部長から順番に自己紹介という形でお願い致します。

篠原本部長

本部長をしております篠原でございます。よろしくお願い致します。

田中副本部長

助役の田中でございます。副本部長として勤めます。どうぞよろしくお願い致します。

倉田副本部長

収入役の倉田でございます。鞍手町の行財政改革推進本部の副本部長として、本部長を補佐しながら、皆さんと一緒に頑張って行財政改革を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

鶴崎本部員

企画財政課長の鶴崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本松本部員

まちづくり対策課長の本松です。どうぞよろしくお願い致します。

松澤本部員

税務課長の松澤です。よろしくお願い致します。

後藤本部員

住民課長の後藤です。よろしくお願い致します。

長友本部員

保険課長の長友です。よろしくお願い致します。

熊井本部員

福祉課長の熊井と申します。よろしくお願い致します。

松尾本部員

健康増進課長の松尾です。よろしくお願い致します。

古野本部員

産業課長をしております古野です。よろしくお願いいたします。

梶栗本部員

下水道課長の梶栗です。どうぞよろしくお願いいたします。

津野本部員

建設課長の津野です。よろしくお願いいたします。

樫山本部員

人権推進課長の樫山です。よろしくお願いいたします。

吉田本部員

水道課長をしております吉田です。よろしくお願いいたします。

阿部本部員

議会事務局長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

藤井本部員

農業委員会事務局長の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

原本部員

学校教育課長の原と申します。よろしくお願いいたします。

池口本部員

社会教育課長の池口です。どうぞよろしくお願いいたします。

田中本部員

町立病院事務局長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

諸富推進室長

実は本年の4月1日から、住民の皆様には行政改革を積極的に取り組んでいるという姿をですね、十分わかっていただくという方向で、総務課の中に特別チームを作って今回取り組んでいるということで、特別対策推進室長を命じられた諸富でございます。総務課長兼務でございます。よろしくお願いいたします

白石推進室長補佐

室長補佐の白石でございます。この委員会の事務局を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

担当石田

同じく担当の石田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

以上で、委員及び推進本部員等の紹介を終わります。

次第の4番に移ります。会長の選出になります。この会長の選出に先立ちまして、鞍手町の行財政改革に関する条例、規則、要綱等について、先に説明をさせていただきます。この中に会長選出に関しましてもいろいろと規定がございますので紹介させていただきます。資料は資料の7から9までになります。初めに資料の7をご覧ください。鞍手町行財政改革推進委員会設置条例でございます。この委員会を設置する条例ということで、設置について第1条に規定されています。社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会を置くこととされています。そして、この委員会の任務としては第2条で、委員会は町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議するということが任務となっています。組織としては委員15名で構成しております。委員の任期につきましては、2年ということになっておりますが再任を妨げないことになっております。それからこの委員会には第4条で会長を置くこと、会長は委員の互選によりこれを定めるという規定になっております。会長は会務を総理し委員会を代表することになります。会議においては会長が招集して議長となるという形になります。副会長という職は規定をされておきませんが、会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理するというので、第4条3項の方に設けられていますので、会長が決まりましたら、会長の方からその職務を代理していただく、いわゆる副会長的な役割をしていただく方を指名していただくこととなります。条例については以上です。続きまして、資料8の条例施行規則の方の説明をさせていただきます。条例施行規則の中には大きく分けて三つの分野があります。まず、最初の1条は規則の趣旨という形になりますけれども、第2条の中で委員の任命について謳っております。条例の中で、委員15名をもって組織すると書いていたのですが、その15名はどういうふうな形で選考したのかというのは、この規定に従ってということになります。第2条を見ていただきますと、括弧1から括弧6までありますが、まず括弧1で規定していますが、関係機関、団体からの推薦ということで、議会関係、地域自治関係、農業関係、商工業関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係ということで、全部で8名の方をここで選考しております。それから、推薦によらない町長の方から指名してお願いをするという形で、企業関係、女性関係で合わせて5名、それから、一般公募によりまして、2名の町民の方に入らせていただいて、全部で15名という形で、ここに構成させていただいております。第3条からにつきましては、この会議の公開、いわゆる住民の方に傍聴していただく手続きについて定めております。この手続きの方法が第11条まで続きます。第12条に行きますが、今回の委員会の会議録を調製することについて、ここでは規定をしております。この会議録につきましては、次の第13条の中で、広報紙、ホームページ等で公表していくということを書いてお

りますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。それから、次の資料の9へまいります。資料の9は推進本部の設置要綱になっています。推進本部の設置については、行財政改革の推進を図るために置かれたということなのですが、前回、第3次の平成13年度からの取組みの中では、入っていなかった部分というのがありますので、その部分についてご紹介致します。第2条の第2号括弧2のところです。行財政改革の実施状況の公表に関することということで、規則の中でもこの委員会の会議について公表していくことを謳っておりましたが、推進本部の方におきましても、今後、新しい大綱あるいは計画ができて、実施段階に入ったときもその実施状況についても公表していく、そういう結果についても公表していくということになりますので、ここで規定をしております。また、組織の中では、副本部長は前は助役だけだったんですけども、今回は行財政改革ということで、財政改革の部分に柱を持ってきておりますので、助役と収入役の二人の副本部長体制といたしております。また、この本部の元には、調整会議、あるいは各課の課長で構成をいたしました専門部会、それから、係長と担当職員などで構成します分科会などを設けておりますので、そういった部分について規定をしております。簡単ですけども、例規について先にご説明をさせていただきました。ここでこの次第4の会長選出になるわけですが、条例の第4条第1項の規定により、委員の互選ということになっておりますので、自薦他薦などの方法によりましてご発言をいただき、互選をしていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

川野委員

川野でございます。会長の選出ということでございますが、事務局に不満がなければ、私は、町議会議員としての経験も長く、この間、副議長の要職も就任され、また、前回の町の行政改革推進委員会の委員としても経験があり、行財政の仕組みにも精通されている福本委員を、私は会長に推薦したいとこのように思っております。どうぞよろしくお願い致します。

篠原町長

あの、会長が決まるまで司会進行ということで、今あの、いわゆる行政経験ということを経験としてですね、指名推薦ということで、どうかということで紹介がありましたが、皆さんにお計りしますが、いかがなものでしょうか。よろしければそのような方向で拍手をいただきたいと思います。

全員拍手

ありがとうございました。それでは指名推薦ということで、福本委員さんに会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局

それでは会長が決まりましたので、次第の5の方、会長のあいさつの方へ移らさせ

ていただきます。どうぞこちらの席へお願いします。

それではごあいさつをお願い致します。

福本会長

こんにちは。一言御礼を申し上げます。今回の行財政改革推進委員会の会長ということでご推挙を賜り、心から厚く御礼申し上げます。昨日ですね、定例会がございまして、この行政改革、これは数年前から行っているわけでございますけれども、その条例を一部改正をしましてですね、行政プラス財政ということで、行財政改革ということになっているわけでございます。これから、この鞍手町が単独行政で、やはり行政推進をしていかないかんとということになっておりますので、個人的にはですね、私は、先ほども町長が言われましたように、斬新的な改革をしていかないかなと思っております。そのためにはですね、やはり勇気とそしてまた大奮闘をしていかないかなのではなからうかとそういうふうに思っております。個人的にはですね色々話しをする機会がこれからあると思しますので、この委員会の中でお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、会長職といたしましてはですね、皆様方の諮問機関でございますので、皆様方のご意見を拝聴しながら、そして答申をしていきたいなど、そういうふうに思っておりますので、これから委員会あるいは会議の進行におきましても、スムーズな進行ができますよう、心からよろしくお願い申しあげまして私のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。それでは、次第の6の第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画の策定に関する諮問の方に移りますが、前段で申しましたように、この項目までは事務局の方で進行させていただきたいと思っております。次の次第7の会議運営等の議題に入りましたら、この委員会独自の議事になってまいりますので、ここからは、会長さんの方に進行をお願いする形になります。資料につきましては、資料4をご覧ください。今回の諮問にあたりましては、まず、始めに諮問に至るまでの経緯と諮問の趣旨をご説明申しあげ、合わせて今後の鞍手町の財政見通しについてのご説明を申しあげ、この2点について合わせてご質問等があればお受けして、その趣旨をもって町長の方から会長の方へ、諮問をさせていただくという形で進めさせていただきます。それでは初めにこの諮問に至るまでの経緯について、私の方からご説明をさせていただきます。資料の4ですが、諮問書になっております。諮問事項については、中間答申としてお願いしたい事項、基本方針及び基本目標の策定に関すること。それから最終答申としてお願いしたい部分として、推進本部の方で策定いたします、大綱及び実施計画の内容に関する審議。といった部分について2点を大きく上げております。具体的にそこに至る経緯ということで、次のページをめくっていただきますと趣旨説明という形で上げさせていただきます。まず諮問に至るまでの経緯について読みながら説明させていただきます。

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間

を設けて取り組んできた改革です。過去3回の行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映してきました。しかし、少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。このため、平成13年度を起点とする第3次の行政改革においても、さらなる改革を推進する体制といたしましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による「直鞍合併協議会」を設置し、各合併関係団体における行政改革の推進は、合併による改革効果の創出に視点を移すことになりました。結果、直鞍合併協議会及びその後に設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができなかつたため、現状では、単独の鞍手町として、国の三位一体の改革等による行財政の厳しい現実に立ち向かわざるを得ない状況となり、新たな改革に取り組むことといたしました。

本町のこの取組みと時を同じくして、総務省から新たな指針が示されております。指針の内容について2番に記載しております。指針の詳しい内容につきましては、資料5として今日配布させていただいております。中身は、かなりまた資料の5では詳しく書いてございますので、その詳しい内容については、こちらで見ていただきたいと思います。

2 総務省の新たな指針について

本町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においてもなお、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。この指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表すること」としています。そして、次に掲げる項目を参考として示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう助言するものとしています。

今回の行政改革においては、いわゆる行政部分にさらに公営企業、うちでいますと、水道事業でありますとか、病院事業というものになりますが、こういった公営企業も含めて、この集中改革プランを公表することとされています。内容的には項目をここにお出しをしております。第1に計画的な行政改革の推進と、説明責任の確保ということで上げられています。行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表ということで、では具体的な項目としてはということで、 から まで挙げられています。 が事務・事業の再編・整理、廃止・統合といったもの。2番目が民間委託等の推進。指定管理者制度の活用を含む。となっております。地方自治法が一昨年改正されまして、昨年施行されまして、指定管理者の制度が活用出来るようになりました。今までと違った形で民間委託の推進が可能になったということで、こういったものを活用していきたいということです。3番目に定員管理の適正化。4番目に手当ての総点検をはじめとする給与の適正化。中身としまして、給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当

等諸手当の見直し等。5番目、6番目につきましては、これは都道府県に限ることとされています。市町村への権限移譲、それから出先機関の見直し。この2点については都道府県に限るということです。それから、7番目の第3セクターの見直しというものがありますけども、これは鞍手町の場合は、第3セクターに出資しているという形の関わり方がありませんので、直接は関係してこないというふうに考えております。8番目の経費節減等の財政効果、それから9番目のその他という形で、大枠としてこのような形で項目が挙げられております。それから、括弧2といたしまして、説明責任の確保ということで、大綱等の見直し又は策定過程における住民等の意見の反映ということが謳われております。今回、この委員会に公募で委員に入っていたという部分については、こういった部分を反映しているものでございます。それから大綱等の見直し又は策定過程の公表ということが謳われております。これは、先ほどから申しあげておりますように、この委員会の会議の経過についてホームページ等で公表していきますという部分。それから、本部におきましても実施段階の経過についても、また、公表していきますという部分で実現していきたいというふうに考えております。それから3番目は成果の公表ということになっております。それから、第2に行政改革推進上の主要事項ということで、先にあげました から までありました、これらの中身として主要な事項と思われるものについて、ここに8項目挙げられております。括弧1といたしまして、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化ということで、今、行政のスリム化ということが謳われております。そのなかで、先ほども出てきましたように、民間委託の推進といった部分がこの項目の中の大きなものになってまいります。指定管理者制度を活用していく。あるいはそれ以外の民間委託の手法を活用していくという部分がここで出てまいります。行政自身が本来やるべき役割は何なのかという部分を、ここで明確にしていきなさいというようなことが謳われています。それから、括弧2から括弧3、括弧4といった部分につきましては、いわゆる役場自体の組織、そしてそこで勤務する職員の部分になってまいります。組織と定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進というような部分があります。特に定員管理の部分につきましては、この総務省の指針の中では、平成22年4月1日における数値目標を掲げて定員管理適正化計画を公表しなさいというふうになっております。これは2007年問題というような形で、団塊の世代の大量退職というようなことも企業の中でも大変心配されている部分があります。こういった部分が今後やってまいりますので、そういった部分を含めて定員管理をきちっとこれから掲げていきなさいということがございます。それから括弧5、公正の確保と透明性の向上ということで、いわゆるこの行政改革推進にあたりましても、その成果を公表していく情報公開という部分です。それから6番目が電子自治体の推進ということで、IT化がさらに進んでおりますので、広域のネットワーク化とか様々なそういった部分が出てまいります。それから7番目に、自主性、自律性の高い財政運営の確保ということで、この中には補助金の取り扱いでありますとか、公共工事、あるいは公共施設の取り扱いについての見直しという部分が入ってまいります。それから、8番目に地方議会ということであがっておりますが、今回諮問させていただきます部分につきましては、いわゆる行政の部分の諮問ということになります。三権分立の原則からいきますと、

行政と議会というのは独立したそれぞれの機関になりますので、町長の方から諮問させていただき部分については、この議会に関する部分については含まれませんのでご了承をいただきたいと思います。

それから3番目の諮問の趣旨に入ります。

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みであります。そのためには、これまでの取組みの経過や結果、総務省の新たな指針に示された内容を踏まえ、平成17年度を目標年度としていた現在の大綱及び実施計画に基づく取組みを現次点で見直し、新たな取組みを開始しなければなりません。このことから、財政問題の解決を柱とする改革を「行財政改革」として位置付け、新たな大綱及び実施計画を策定するにあたり、推進委員会に審議をお願いすることは、次の2点であります。第1に、今後の基本方針と基本目標の策定についてであります。これは、言い換えれば、鞍手町の現状を見ていただいたときに、何を集中改革の柱とすべきかを、行政内部でまとめる前に、この委員会において客観的視点で見ていただき、そこに反映すべきことをあらかじめ提言していただくとするものであります。これは中間答申としてご提示いただきますようお願いするものであります。第2は、この委員会から中間答申として基本方針及び基本目標が提示されましたら、これをもとに、若干の時間をいただきまして推進本部で新たな大綱及び実施計画、いわゆるこの実施計画が集中改革プランということになっていくわけなんです。この案を策定いたしますので、これをこの委員会にまたあげさせていただくと、そしてそれを審議していただき、委員会の意見としてまとめられたものを最終答申としてご提示いただきたいと思いますということでございます。今回の行財政改革は、これまで以上に緊急性や重要性が高い取組みであります。時期を逸することなく短期間で推進する必要がありますので、平成18年度当初予算への改革内容の反映を考えておりますけれども、難題も多いため審議には時間を要するものもあると思います。また、総務省の指針では、平成17年度中に集中改革プランを公表することとされていますので、策定期間については、この二つのことを念頭に審議をいただきますようお願いするものでございます。

以上が今回の諮問にあたりましての趣旨説明になります。あわせて今後の財政見直しにつきまして、企画財政課長の方から説明をさせていただきます。資料は、資料の6になります。

鶴崎企画財政課長

企画財政課長の鶴崎です。どうぞよろしくお願い致します。座って説明させていただきます。今後の財政見直しについてであります。資料の6をお願い致します。今後の鞍手町が単独で財政運用した場合の財政の推移、シミュレーションについてご説明をさせていただきます。8ページの歳入歳出見込み一覧表を見ていただきながら、1ページから7ページまでについて説明させていただきます。まず歳入ですけれども歳入の科目の伸びにつきましては、別添の歳入科目の解説をつけておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。それでは1ページをご覧ください。括弧1の町税では、平成16年度決算を基準

にして算出しています。町民税の個人分では、平成17年度と18年度は1%増とし、19年度以降は同額として算出しました。ただし、18年度、19年度は、税制改正により定率減税の縮減、年間約2500万円を考慮して算出しております。町民税の法人分でございますが、地方財政計画では大幅な増となっておりますが、本町におきましては、景気の回復が主因として現れていないことから、平成17年度以降は、平成16年度決算と同額として算出しております。固定資産税につきましては、平成16年度にゴルフ場の滞納繰越分の収入がありましたので、その収入を除いた平成16年度の決算額で、平成17年度以降の伸び率を0%として算出しております。軽自動車税、町たばこ税につきましては、平成16年度決算と同額で推移するとして算出しました。括弧2の地方譲与税につきましては、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税があります。現時点では、国の施策による地方譲与税の変動の見込みが困難であるため、16年度決算と同額で推移するとして算出しました。ただし、所得譲与税は、平成17年度も国庫補助金負担金の一般財源化が図られることから、国が示しました額で算出しています。平成18年度以降は伸び率を0%として算出しました。2ページから3ページをご覧くださいと思います。県交付金についてですが、括弧3利子割、括弧4配当割、括弧5株式等譲与所得割、3ページの括弧6地方消費税、括弧7のゴルフ場利用税、括弧8自動車取得税交付金があります。利子割、ゴルフ場利用税交付金以外は16年度決算と同額で推移するとして算出しました。2ページの括弧3利子割交付金は、地方財政計画では、前年度比45.3%減であることから平成17年度におきましては710万円として、平成18年度以降は伸び率を0%として算出しました。3ページのゴルフ場利用税交付金は本町のゴルフ場は、平成15年度に会社更生法の適用を受けたため、利用者の減少が見込まれることから、伸び率を毎年5%減少していくこととして算出しました。括弧9の地方特例交付金につきましては、町民税の定率減税分の代替措置として設置されているものです。定率減税が縮減になることから17年度以降は0円として算出しております。4ページをご覧ください。括弧10の地方交付税につきましては、普通交付税は平成17年度の地方財政計画で、前年度比0.1%ずつの増であります。国の施策では、平成17年度、18年度は、平成16年度の総額を確保することとなっておりますので、平成17年度、18年度は、平成16年度と同額とし、平成19年度以降は、地方歳出の抑制を図ることや、引き続き事業費補正、段階補正等の見直しが行われることから、伸び率を5%減として算出しました。特別交付税も、平成17年度、18年度は、平成16年度と同額とし、19年度以降は、過疎地域の指定の解除や合併市町村への交付金が増加することが予想されるため、伸び率を5%減として算出しました。括弧11の交通安全対策特別交付金につきましては、16年度決算より毎年1%減少するとして算出しました。括弧12の分担金及び負担金につきましては、保育料、老人保護措置費等がありますが、対象人員を16年度決算と同数として算出しました。括弧13使用料及び手数料につきましては、使用料として総合福祉センター、葬祭場、町営住宅等の使用料、手数料とし、諸証明手数料、ゴミ袋の販売手数料があります。16年度決算と同額で推移するとして算出しました。ただし、住宅使用料は、八尋幸ノ浦住宅改良事業で、16年度に12戸、17年度に16戸が建設されるため、その使用料を加算

しました。5ページをご覧ください。括弧14と15の国庫と県支出金につきましては、負担金、補助金、委託金ごとに区分して算出しました。ハード事業では主要事業実施計画に基づいて算出し、ソフト等のその他の事業では16年度決算と同額で推移するとして算出しましたが、医療費等の扶助費では3%増額するとして算出しております。また、選挙統計調査費につきましては、実施年度を考慮しまして算出しております。括弧16の財産収入につきましては、財産運用収入や財産売却収入があり、17年度以降、町有財産の売却は行わないとして16年度決算として同額で推移するとして算出しました。括弧17の寄付金につきましては、寄付金の見込みは立てられませんので0円として算出しております。6ページをご覧ください。括弧18の繰入金です。繰入金は財政調整基金等を取り崩さないことを前提に、失業保険建替基金等のご覧の特定目的基金の取り崩しを行うこととして算出しました。括弧19の繰越金につきましては、平成17年度は、平成16年度決算より算出し、平成18年度以降は、前年度における歳入歳出差引額がマイナスのため0円として算出しました。括弧20の諸収入につきましては、貸付金元利収入であります。工業用水路の承継に係る償還が始まることと、雑入であります。インターチェンジのアクセス道路に対して、県の基金により本町に県の負担金の2分の1が交付金として交付されることを見込んで算出しております。括弧21の地方債ですが、町の主要事業実施計画に基づき算出しました。なお臨時財政対策債は、平成17年度は前年度比20%の減。以降も減額されることを見通しまして10%減として算出しました。7ページをご覧ください。次に歳出です。人件費につきましては、職員給与は国家公務員に対する人事院勧告に基づき改定を行っていますが、人事院勧告も流動的でありますので、改定率を推移することは困難でありますので、平成16年度決算見込み額を基にして、退職手当を上乗せし、退職者の補充採用はしないこととして算出しました。各事業につきましては、平成15年度及び平成16年度決算並びに主要事業実施計画に基づき、それぞれの経費の推移を参考にして算出しました。公債費につきましては、主要事業実施計画に基づき算出した町債の元利償還金を加算して毎年度分を算出しました。以上の算出方法により収支を計算しました結果、8ページの表の1番下の方になりますけれども、歳入歳出差引の計の欄になります。18年度は4億2849万円、19年度は5億6753万7千円、20年度は6億8039万4千円の収入不足が生じることが予想されます。　　～ちょっと失礼します。～　　8ページで、平成17年度が2億3941万円、18年度は4億2849万円、平成19年度が5億6753万7千円、平成20年度は5億9983万8千円となります。これらの収入不足が生じることが予想されます。9ページをご覧ください。基金の状況ですけれども、かんがい揚排水施設基金及びパイプライン水利施設基金を除いた基金の額は、16年度決算後で、13億4647万1千円となっています。8ページの、先ほどの17年度から20年度までの収入不足の合計額が18億3527万5千円となりますので、平成20年度決算におきましては、基金を取り崩しても収支が赤字になるということが予想されます。ちょっと間違いかもしれませんが、以上で簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

事務局

ただ今、諮問の趣旨説明と今後の財政見通しについて合わせて説明をさせていただきました。内容につきまして何かご質問等があれば、ここでお受けさせていただきたいと思います。何かございますでしょうか。

榊原委員

榊原でございます。今、いろいろと数字の説明がございましたが、頭が悪いので、そう簡単には質問ができませんが、ただ減額する比率ですね。パーセンテージ、1%とか5%。これはいわゆるどういうレベルの数字でございますでしょうか。予想される最高の数字でしょうか、中間の数字でしょうか、あるいは最低限の数字でしょうか。どういう意味の数字でございますでしょうか。

鶴崎企画財政課長

歳入につきましてはですね、最高の率でいきまして、歳出につきましては最低の率ということで算出しております。

榊原委員

我々民間では歳入の方ですね、収入はいわゆる低めにしておるということですね。そして支出は最高の支出ということで考えておられるわけですね。それでよろしゅうございますか。

福本会長

できますか。回答が。

鶴崎企画財政課長

内容につきましてはですね、まだあの全体的に一つずつ見ていったわけではございませんので、歳入歳出それぞれ、その時のその場によりますので高いところもあれば低いところもありますので、これにつきましてはもう少し詰めていかなければならないと思っております。それで歳入につきましては、民間と逆のような形でしておりますので、1番高い方をとっていくことにしております。歳出は、そのかわり1番低いということで。それだけ赤字が少し少なくなってくるようなことになっております。

篠原町長

私から少し補足しておきますけれども、この数字はですね、今までの実績を勘案しながらですね出してしております。ただ、あの中身としては、正直言って収入は低めというのが、私どもも理想なんですけども、確かに、これから推移を見ないと分かりませんが、やっぱり経済変動の動きのなかで税収というのが、こう関わってきますね。税収が変わるということは、もう一つは地方交付税ですね。地方交付税の原資としての所得税、法人税、酒税、タバコ、消費税が原資になっております。これからこれがどういうふうに変ってくるのかということになりますと、正直言って、自信を持っ

た答えができません。ただ、そう言いながらですね、やっぱり数字を示して説明すべきかと思imasuので、いま質問を受けました内容についてですね、具体的にうちの事務局の方に検討させましてですね、またお答えをさせていただきたいと思imasu。

事務局

この項目までは、私の方で進めさせていただきます。
他にございませんでしょうか。はい添田委員さん。

添田委員

資料1でですね、体制図を説明いただきましたが、これを見ていきますと、推進委員会は諮問を受けて答申をするという形になっていますし、それから案は、推進本部が一括して諮問案として出すわけですが、実際に成案を得るまでに、分科会、専門部会、調整会議、それから職員提案制度、町民の提案制度、そういうものを網羅してやっていくわけでしょうけども、その成案に至る間に推進委員会としてどの程度関与できるかということはどうなんですかね。諮問されたことだけについて回答するだけで、成案に至る過程での関わり具合は、どういうことなんだろう。そういうことをちょっと確認したいんですが。

諸富室長

まずですね、前回と違う行政改革。今度は財というものがありますが、違う部分がございます。と申しますのは、前回につきましては、私の方から案を作り上げまして、そして諮問をしました。そして、答申を頂いて、それを十分検討しながら実施計画、大綱実施計画をつくっていったという形の1段階方式という形で整理をさせていただきました。今回、後ほど町長が諮問いたします。その中では、まず中間答申をして頂いて、そして十分そのあたりで委員さんの気持ちを聞きまして、そしてそれを左側の行財政改革推進本部を頂点にいたしまして、それぞれの調整会議、専門部会、分科会等で、その中間答申を十分煮詰めまして、その中で調整を図りながら最終的にですね、もう1回投げ返すと、推進委員会に投げ返しまして、それをまたですね、最終という形のもので整理するという2段階で考えていきたいと考えております。基本的には行政改革推進委員会につきましては、諮問機関として理解していただくという形は変わっておりませんが、そういう2段階方式という形を考えております。以上です。

事務局

他にございませんでしょうか。はい、亀井委員さん。

亀井委員

亀井です。あの、資料4の中でですね、先ほど趣旨説明が行われました。冒頭に諮問に至るまでの経緯についてですね、ここに書かれておるわけですが、鞍手町では、行政改革について第1から第3次まで取り組んできたんですけども、報告の中では実際には、そう成果が上がらなかったと。今、課長さんからお話がありましたように、

いわゆる完成のアレをつくって皆さん方の意見を聞くと、まあ、そういう消極的な住民の意見を反映しないといいますが、そういう部分がかかなり強くあって、それと同時に、この改革をどうやっていくというその取組みのプロセスがですね、あいまいなままに答申が答申に終わったという経緯ではないかと思うんですが。過去が。その辺の原因がどこにあるかですね、これから議論をしていって実をあげていくためには、やる気がなければですね、どんな案ができたって意味がありませんので、過去の3回の経験はですね、素直にお互いが出し合って反省の上で新しい実現を目指すという決意と言いますが、そういうものを含めてちょっとご意見を聞きたいですね。私もよくまた議論の中で逐次出していきたいと思います。

事務局

事務局の方から回答させていただきます。これまでの取組み、現在の取組みと言ってもいいと思うんですが、平成13年度から取り組んでいる行政改革がございます。これは平成17年度を目標として実施をしてきたわけですが、そのなかで具体的にあげていた項目について、どの程度の達成度があったのか、そういった部分については、今年の4月からですね、職員の方で検証いたしましたして実際に実施できたもの、実施できなかったものというのを表にいたしまして、今日資料としてお配りしておりますけれども、次回第2回目の折に、その辺の推進本部としての総括、こういうふうにしましたという部分でご説明させていただきながら、またそこで審議をいただきたいというふうに考えております。それで、今日はあの、後ほど説明をしようと思っていたんですが、その総括の資料、それから検証結果の資料についても配布をさせていただいておりますので、一応今日はお持ち帰り頂いて、目を通していただきたいとふうに、今日はなにせ、たくさんの資料を一度にお配りしておりますので、見ていただくのもちょっと大変かと思えます。どうかそういう形でよろしくお願い致します。

検証結果の総括については、資料の13、それから検証結果という形で、総括表にしておりますのが資料の14になります。また併せてですね、この結果だけではなくて、もともとどういった計画を立てていたのかということになります。それは前回の大綱、計画という形で、資料の11と12を付けさせていただいておりますので、その辺も次回までにゆっくりと見て頂いて、ご意見をいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

添田委員

もう一点だけ。先ほど、榊原委員さんが質問されましたけども、民間でですね歳入歳出の場合は、歳入を少なく、歳出を多くというようなことで、バランスシートをつくっていくという、基本的にはそういう形でやっておりますけれども、行政の場合はですね、この人口の推移というのを要素として入れておかないと、完全ではないと思えます。就労人口はどのくらいで推移するのか。高齢化、高齢化と言っているけど、何年後にどれくらいの高齢化率が出てくるのか。その人たちが未就労になりますんで、その人たちの町民税なんかもまた使っていきますわね。そういう要素というのを加味していかないと、なんか表面的な数字だけがぼっと降りてきて、足し算引き算で「は

い、こうですよ」ということになりかねないんで、その辺ちょっと資料出すときに、まあ大変でしょうけど、注意していただきたいなあと思っております。以上でございます。

事務局

はい。資料等の作成にあたりましては、十分その辺配慮していきたいと思えます。他にございませんでしょうか。はい、宮崎委員さんお願いします。

宮崎委員

数字のことではありませんが、設置条例の第1条に簡素にして効率的な町政の実現とありますね。いいことだと思いますが、ところが今度は別紙資料4の4ページ。これにはですね、これまで以上に緊急性や重要性が高い取組みであり、短期間で推進する必要があります、とかというようなことが書いてあります。それから、同じ資料の2ページですかね、ここに平成21年度までの具体的な取組みを住民に分かりやすく明示した計画をとということがあります。で、最初に申しました簡素にして効率的なというのは、この簡素というのは、これはとっても言葉としてはいいようですが、簡素というのは、いろんな受け止め方があると思えますね。この推進会議ではそのあたりをきちんと踏まえておかないと、簡素簡素というんですね、もう何もかも切ったような、ところがそれところが住民の方に十分に意思の疎通が出来るかということ、大変難しいことだろうと思えます。だから、そのあたりのバランスをですね、よく考えてやらなきゃならない。さっき添田委員がおっしゃってたけども、分かりやすいというのは、企業の動き方というのは町民にはなかなか分かりにくいと思えますが、住民の年齢構成、いわゆる高齢化とか少子化とか、そういう数字というのは、過去の実績もあることですから、例えば平成5年ぐらいから、あるいは10年、15年というような段階ですね、この高齢化と少子化。あるいはそれに対して、まああの鞍手町には取組みよりまして、色々やったとかというようなことも言われとりましたけども、そのあたりの動きなんかも町民に示すとですね、こんなふうに高齢化によって税収が落ちるのか、あるいは税収が増えるのかというようなことが、判りやすいんじゃないかと思う。そのあたりをですね、一つきちんとした例をあげてあると、今言ったように、簡素にして住民に分かりやすいというか、そういうことにつながるんじゃないかなと思えますので、よろしくそのあたり、皆さんとも意思をピシッとそろえてですね、決めないといけないんじゃないかなと思えます。以上です。

諸富室長

今の貴重な意見を十分に踏まえながらですね、今回事務局等の、例えば資料の作成、そういうものにつきましては、十分にその意見を踏まえながら進めていきたいと思えます。

事務局

それでは次の諮問の方に移らせていただきます。

篠原町長

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について（諮問）。第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画（集中改革プラン）の策定にあたり、別紙趣旨説明書の内容により下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申いただきますようお願いいたします。記。1 諮問事項。括弧1、今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示（中間答申）。2 番目が、貴委員会から中間答申として提示される基本方針及び基本目標をもとに、鞍手町行財政改革推進本部が策定する新たな大綱及び実施計画（集中改革プラン）案の内容に関する審議及び意見の提示（最終答申）。鞍手町行財政改革推進委員会会長殿。鞍手町長篠原彌榮。よろしく願います。

福本会長

推進委員会として慎重審議をいたします。

事務局

以上をもちまして、諮問を終了いたします。これ以降の議事につきましては、委員会としての議事になりますので、町長以下推進本部員につきましては、ここで退席をさせていただきます、それぞれの事務に戻らせていただきたいと思います。ご了承お願いいたします。あと、委員会の今後の会議の運営方法でありますとか、スケジュール等についての協議になりますが、会長、どんなふうでしょうか。続けていたしますか。

福本会長

ここで1回退出させてください。

町長以下推進本部員退席

事務局

ここからは、委員会の会議になりますので、会長の方から進行お願いいたします。

福本会長

あの、休憩をとりませんので一つ最後までよろしく願います。今ですね、町長から諮問書を手渡されていただきましたので、今日、お手元にあります資料をですね、熟読していただきまして次回の会議でですね、貴重なご意見を賜りたいとそういうふうに思っております。それからですね、先ほど説明がございましたが、町長の今回の諮問には議会の分が入ってないと、こういうふうに言われましたね。それであの、実はですね、昨日、定例会の中で、議会議員の定数の特別委員会を設定いたしました。今日奇しくも川野委員さんが、その特別委員会の委員長でございまして、私も副委員長でございますけども、議会の方がですね、今17名の定数でございますけども、やはり財政改革と、こういうふうな気運でございますので、定数の適正なる任務といい

ましようか、おそらく削減になると思いますけども、そういったこと。それからまた議員の歳費の問題。それから、議会活動の活性化の問題。こういった事を審議していきたいと思っておりますので、議会は議会の方で十分に真摯に受け止めまして、財政改革に一丸で向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それからですね、レジュメの7番でございますね、会議の運営等につきましてでございますけども、事務局の方から説明をしていただきたいと思ひます。

事務局

説明をいたします。先ほど例規のところでご説明をいたしましたように、副会長という職がございません。会長が指名する方が職務を代理する場合があるということで、あらかじめ会長の方からその方を指名していただいくということが、まず一点でございます。それから今後第2回目以降についても、会議を公開してことになりますので、その辺のご理解をいただきたいということ。それから、会議録を作成していきます。そして、それを公表していきますので、毎回会長の方から会議録署名人を指名していただくということが必要となってまいります。それで今日の第1回目についても、早速指名をしていただきたいという、一応その4点になります。

福本会長

あのですね、会長がおれば必ず副会長が代行として、こういった団体でもいらっしゃると思ひますけども、どうでしょうか。副会長をどなたかご推薦をいただければ幸ひでございますが。はい川野委員さん。

川野委員

会長一任でいいんじゃないですか。

福本会長

よろしいですか。今、会長一任で良いということございましたけども。じゃあですね、前区長会の会長でもいらっしゃいますし、また今は社会福祉協議会の会長をしていらっしゃいます、非常に町内のことにつきまして精通していらっしゃいます、宮崎委員さんに、是非、副会長職をよろしくお願ひしたいと思ひますけども。どうでしょうか。

全員拍手

それでは一つよろしくお願ひ致します。

宮崎委員

どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局

それからですね、今回第1回目の議事録署名人の方ですね、一応名簿の順番でいくということによろしいでしょうか。毎回2名ですので。議長さんは入られませんので。

福本会長

それではですね、第1回の署名人をご指名させていただきます。上の方から名前が書いてありますけども、私が抜けますので2名ということで、川野高實委員さんと添田忠敏委員さんによろしく願いをいたします。よろしいですか。

続きましてですね、レジュメの8番でございますけども、今後のスケジュールでございますが、これはですね各々一人ずつで聞きますと、なかなか日にちが設定しにくいと思いますので、事務局の方で一任ということによろしいでしょうか。よろしいですか。それでは事務局の方で、後から日程を決定させていただきます。

事務局

ちょっと事務局からよろしいですか。資料の10をご覧くださいと思います。

福本会長

すいません。今後のスケジュールがございまして、資料の10番ですね。なにぶんにも今日配布してもらったもので、全然目を通しておりませんので。

事務局

一応、スケジュールという形で上げさせていただいております。中段ちょっと上の方に6月10日行革委員会ということで、これが今日になります。今後については、一応、先ほどもご説明申しあげましたように、平成18年度の予算に反映していきたい、あるいは、総務省指針にありますように、平成17年度中に公表できるようにしていきたいという部分で想定しましたときに、最短でといいますか、こういったスケジュールになるという形で上げさせていただいております。もちろん、議事が深まっていけばですね、当然またいろんな難しい問題もあらうと思いますので、さらに回数が増える、あるいは少し時間がこのスケジュール以上に必要になるということも当然あらうかと思います。一応、これを一つの目安という形で考えております。

それから、会議の開催場所と時間等については、今日は事務局の方で決めさせていただきましたので、午前中の会議とさせていただきますけども、例えば、午後の会議が良いとか、あるいは、土曜日、日曜日あたりとか、夜してはどうかとか、いろいろご意見があるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

福本会長

今ですね、事務局の方から、会議でございますので夜でもという話がございしますが、どうでしょう。屈託のないご意見を拝聴したいと思いますが。皆さん方もお仕事を持ってあらうと思いますし、土曜日曜はダメでしょうけども、午前中とか、午後とかどんなふうでしょうか。

添田委員

個人個人で聞けばいろいろ出てくるから、事務局の方で決めざるを得ないでしょう。

福本会長

よろしいですか。そういうことで。

はいわかりました。それではこちらの方で、事務局の方で設定させていただきたいと思えます。

事務局

事務局からは以上です。

福本会長

あのですね、合併がですね、合併には至らなかったものですから、直方の方もですね、こういった行財政改革の推進委員会を立ち上げておりますし、もちろん他の町村でも立ち上げております。ですからですね、皆さん方におかれましてはですね、そういった広範囲の知識を是非ですね、参考にさせていただきましてですね、この鞍手町の中でもですね、そういったことで反映をしていただきたいな、というように思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは以上をもちまして、第1回の推進委員会を閉会いたします。本日は本当にありがとうございました。